

学校法人京都薬科大学発明等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人京都薬科大学（以下「本学」という。）の職員等が行った発明等の取扱いに関し必要な事項を定め、本学の学術研究の振興及び社会貢献に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許権の対象となる発明
- (2) 実用新案権の対象となる考案
- (3) 意匠権の対象となる意匠の創作
- (4) 育成者権の対象となる植物の品種の育成

2 この規則において「特許権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許を受ける権利及び特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利及び実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利及び意匠権
- (4) 品種登録を受ける権利及び育成者権

3 この規則において「特許出願等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許出願
- (2) 実用新案登録出願
- (3) 意匠登録出願
- (4) 品種登録出願

4 この規則において「職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 学長及び本学就業規則第3条に規定する職員
- (2) 本学の客員教授及び京都薬科大学ポスト・ドクター内規に規定する者であって、かつ、本学との間において発明等の取扱いに関し、この規則の適用を受けることに同意している者
- (3) 本学の学部及び大学院の学生であって、かつ、本学との間において、発明等の取扱いに関しこの規則の適用を受けることに同意している者（当該学生が民間企業等の役員、従業員等の場合は、当該学生がこの規則の適用を受けることについて、当該民間企業等の同意がある者に限る。）
- (4) その他任用にあたって、本学との間において、発明等の取扱いに関しこの規則の適用を受けることに同意している者

5 この規則において「職務発明」とは、職員等が本学の資金（本学が管理する外部資金を含む。）、施設、設備その他の資源を用いて行った発明等であって、その内容が本学の業務の範囲に属し、かつ、当該発明等を行うに至った行為が、当該職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。

6 この規則において「発明者」とは、発明等を行った職員等をいう。

(権利帰属の原則)

第3条 職務発明に係る特許権等は、原則として本学に帰属する。

2 職員等が職員等以外の者と共同して職務発明を行ったときは、当該職員等が有する特許権等の共有持分について、前項の規定を適用する。

3 職務発明に該当しない発明等に係る特許権等は、原則として発明者に帰属する。

(発明等に関する評価及び審査等)

第4条 発明等に関する評価及び審査等は、京都薬科大学知的財産・産学官連携センター規則第13条に規定する知的財産評価審査部会（以下「評価審査部会」という。）において行う。

(発明等の届出)

第5条 職員等は、発明等を行ったときは、発明等届出書（別紙様式1）により速やかに理事長に届け出なければならない。この場合において、発明者が2人以上あるときは、発明者間で代表発明者を選定し、届け出るものとする。

2 理事長は、前項の発明等届出書を受理したときは、発明等届出書受理通知書（別紙様式2）により当該発明者又は代表発明者（以下「代表発明者」という。）に受理した旨を通知する。

(権利の承継の決定)

第6条 理事長は、前条第1項に規定する届出があったときは、評価審査部会の審査を経て、当該発明等に係る特許権等を本学が承継するか否かを決定する。

2 理事長は、前項による決定を行ったときは、速やかに権利の承継に関する決定通知書（別紙様式3）により代表発明者に通知する。

(譲渡証書等の提出)

第7条 発明者は、前条第2項において、当該特許権等を本学が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに理事長に譲渡証書（別紙様式4）を提出しなければならない。

(異議申立)

第8条 第6条第2項に規定する通知を受けた発明者は、当該通知の内容に異議があるときは、通知を受けた日から10日以内に、異議申立書（別紙様式5）により理事長に対し異議の申し立てを行うことができる。

2 理事長は、前項の異議申立があったときは、評価審査部会の議を経て、当該特許権等を本学が承継するか否かを決定する。

3 理事長は、異議申立に係る決定通知書（別紙様式6）により当該発明者に前項の決定内容を通知する。

(特許出願等の制限)

第9条 発明者は、職務発明を行った場合には、理事長が当該発明等に係る特許権等を本学が承継しないと決定した後でなければ、特許出願等又は特許権等の第三者への譲渡等を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特許出願等が急を要するものである場合には、発明者は理事

長の許可を得て、第6条第1項の決定がなされる前に特許出願等を行うことができる。

(任意譲渡)

第10条 発明者は、職務発明に該当しないと認定された発明等について、特許権等を本学に譲渡することを希望するときは、任意譲渡申出書（別紙様式7）により理事長に申し出ることができる。

2 前項に規定する申出若しくは職員等以外の個人、法人又は国等から特許権等を本学に譲渡することの申し出があったときは、理事長は、評価審査部会の議を経て、当該特許権等を本学が承継するか否かを決定する。

(権利の取得及び管理)

第11条 本学は、特許権等を本学が承継すると決定したときは、速やかに特許出願等を行う。ただし、当該特許権等を第三者に譲渡することを決定したときは、この限りではない。

2 前項の規定により本学が行った特許出願等について、本学は、原則として審査請求等の権利化及び登録後の権利維持並びに権利活用を積極的に図るものとする。ただし、権利化及びその活用の可能性並びにそれらに要する経費等を勘案のうえ、当該特許権等を放棄又は発明者に返還することがある。

3 発明者は、必要に応じて、前2項の手続きに協力しなければならない。

4 第1項及び第2項本文に係る経費は、本学の負担とする。

5 第2項ただし書の規定により、本学が特許権等を放棄する場合に係る経費は本学が負担し、当該発明者に特許権等を返還するときは、返還に伴う名義変更又は移転登録並びにその後の権利化及び権利維持に必要な手続きは当該発明者が行うものとし、それらに要する経費は当該発明者の負担とする。

(発明者への補償)

第12条 本学は、発明者から承継した特許権等について特許出願等したときは、当該発明者に対し出願補償金として1件につき10,000円を支払う。

2 本学は、発明者から承継した特許権等の設定登録がなされたときは、当該発明者に対し登録補償金として1件につき20,000円を支払う。ただし、実用新案権の設定登録がなされたときは、無審査登録制度であるため、本学は当該発明者に対し登録補償金を支払わない。

3 前2項における出願国又は登録国が複数であっても、補償金の支払いは1件として取り扱う。

4 本学は、発明者から承継した特許権等の第三者への実施許諾又は譲渡等により収入を得たときは、当該収入の額から当該特許権等の特許出願等、権利化、権利維持及び技術移転機関等に支払うべき経費を差し引いた残額について、当該発明者に対して実施補償金としてその2分の1に相当する額を支払い、当該発明者が所属する部局等に対して研究費としてその4分の1に相当する額を配分する。ただし、第2条第4項第2号から第4号に該当する者が所属する部局等に対しては、研究費を配分しない。

5 前項に規定する補償金を受ける発明者が複数あるときは、当該補償金を譲渡証書（別紙様式4）に記載された各発明者の寄与率に応じて按分する。

(退職者等に対する補償)

第13条 前条に規定する補償金を受ける権利は、当該発明者が退職又は卒業、修了若しくは退学した後も存続する。

2 当該発明者が死亡したときは、その相続人が補償金を受ける権利を承継する。

3 前2項の規定に基づき補償金を受ける権利を有する者は、その居所等の連絡先を本学に届け出なければならない。連絡先の届け出がなく、本学から当該権利者に連絡が取れなくなったときは、当該権利者が補償金を受ける権利を放棄したものとみなす。

(守秘義務等)

第14条 発明者及び発明等の内容を知り得た職員等は、必要な期間中、当該発明等の内容及びこれに関係する情報を第三者に一切漏らしてはならない。

2 前項の規定は、当該職員等が退職又は卒業、修了若しくは退学した後も存続する。

(事務)

第15条 発明等に関する事務は、事務局研究・産学連携推進室において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、発明等の取扱いに関し必要な事項は、評価審査部会の議を経て理事長が定める。

附 則

1 この規則は、2014年8月1日から施行する。

2 京都薬科大学特許取扱規程は、廃止する。

附 則

この規則（一部改正）は、2015年4月1日から施行する。